

定款の一部変更について

1. 変更の理由

当社は、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制の構築に向け、取締役会の監督機能を強化するため、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、変更定款案のうち、第36条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、新たなガバナンス体制において、取締役会の監督機能を強化するに当たって、継続的に有用な人材を確保するため、業務執行を行わない取締役について責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第31条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙2-1のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催日	2020年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2020年6月25日（予定）

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集の時期及び招集者)</p> <p>第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に社長が招集する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。</p> <p>2 社長に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。</p> <p>(取締役会及びその招集通知)</p> <p>第23条 取締役会は、すべての取締役で組織する。</p> <p>2 取締役会は、社長がこれを招集する。</p> <p>3 社長に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集の時期及び招集者)</p> <p>第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役又は執行役がこれに当る。</u></p> <p>2 <u>前項により定めた取締役又は執行役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>(取締役会及びその招集通知)</p> <p>第23条 (第1項 現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役にこれを招集する。</u></p> <p>3 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>社長</u>がこれに当る。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。</p> <p>(取締役会の権限) 第 25 条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p>	<p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれに当る。</p> <p>2 <u>前項により定めた取締役に事故があるときは</u>、第14条第2項の規定を準用する。</p> <p>(取締役会の権限) 第25条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、<u>取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、本会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><本項新設></p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第28条 <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(役付取締役) 第28条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><本項削る></p>
<p>(<u>役付取締役の業務執行</u>) 第 29条 <u>社長は、本会社の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>副社長及び常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p style="text-align: right;"><本条削る></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(会 長)</u> <u>第30条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。</u> 2 <u>会長を置いた場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の定員)</u> 第32条 本会社の監査役は、7名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第33条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: right;"><本条削る></p> <p><u>(取締役会規則)</u> 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> <p style="text-align: right;"><本条新設></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 （第1項 現行どおり） 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: right;"><本章削る></p> </p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常任監査役)</u> <u>第35条 監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。</u> <u>2 常任監査役は、常勤とする。</u></p> <p><u>(監査役会及びその招集通知)</u> <u>第36条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u> <u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の要件)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p data-bbox="807 304 1453 371"><u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <本章新設></p> <p data-bbox="823 412 1070 445">(各委員の選定方法)</p> <p data-bbox="807 450 1484 555"><u>第31条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p data-bbox="823 595 1070 629">(各委員会の権限等)</p> <p data-bbox="807 633 1484 775"><u>第32条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u></p> <p data-bbox="1054 848 1453 916"><u>第6章 執行役</u> <本章新設></p> <p data-bbox="823 956 1023 990">(執行役の選任)</p> <p data-bbox="807 994 1481 1028"><u>第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="823 1068 1023 1102">(執行役の任期)</p> <p data-bbox="807 1106 1484 1247"><u>第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="807 1252 1469 1357">2 <u>補欠又は増員として選任された執行役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="823 1397 1182 1431">(代表執行役及び役付執行役)</p> <p data-bbox="807 1435 1442 1498"><u>第35条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。</u></p> <p data-bbox="807 1503 1484 1608">2 <u>取締役会は、その決議によって、執行役社長1名を置くほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 (条文省略) ┆ (中間配当) 第42条 (条文省略)</p>	<p>(執行役の責任免除) <u>第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第37条 (現行どおり) ┆ (中間配当) 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条 第96回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為については、なお変更前の定款第39条第1項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: right;"><本条新設></p>